

【改定内容】※変更箇所抜粋

改定箇所		改定前	改定後
北陸銀行 お手続きアプリ 利用規約	規約名	北陸銀行 口座開設&お手続きアプリ利用規約	北陸銀行 お手続きアプリ利用規約
	前文	<p>本利用規定（以下「本規定」といいます。）は、株式会社 北陸銀行（以下、「当行」といいます）が提供するアプリケーション「北陸銀行 <u>口座開設&amp;お手続きアプリ</u>」（以下、「本アプリ」といいます。）のご利用条件等を定めるものです。お客さまは本規定および当行が別途定める各関連規定の内容を十分に理解・同意した場合に限り、本サービスを利用することができるものとします。</p>	<p>本利用規定（以下「本規定」といいます。）は、株式会社 北陸銀行（以下、「当行」といいます）が提供するアプリケーション「北陸銀行 <u>お手続きアプリ</u>」（以下、「本アプリ」といいます。）のご利用条件等を定めるものです。お客さまは本規定および当行が別途定める各関連規定の内容を十分に理解・同意した場合に限り、本サービスを利用することができるものとします。</p>
	第1条（本アプリについて）	<p>1. 本アプリは、お客さまのスマートフォンにダウンロードしたうえでこれを起動して、当該スマートフォンから画面の説明にしたがって当行所定のお客さま情報、および当行所定の本人確認書類の写真画像等を当行に送信する方法により、以下の申し込みが行えるサービスです（以下、「本サービス」といいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>総合口座（普通預金）開設の申し込み</u></li> <li>・ インターネットバンキング「ほくぎんダイレクトA」の<u>申し込み</u></li> <li>・ <u>ほくぎんポイント倶楽部の申し込み</u></li> <li>・ <u>学割サービスの申し込み</u></li> <li>・ 投資信託口座および特定口座（源泉徴収あり／配当受入れあり）</li> <li>・ 個人番号（マイナンバー）の提供</li> <li>・ ほくぎんデビットの申し込み</li> <li>・ 住所変更の申し込み</li> </ul> <p>ほくぎんW e b 口座振替受付サービス・P a y - e a s y 口座振替受付サービス・北陸銀行ポータルアプリ・北</p>	<p>1. 本アプリは、お客さまのスマートフォンにダウンロードしたうえでこれを起動して、当該スマートフォンから画面の説明にしたがって当行所定のお客さま情報、および当行所定の本人確認書類の写真画像等を当行に送信する方法により、以下の申し込みが行えるサービスです（以下、「本サービス」といいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>（削除）</b></li> <li>・ インターネットバンキング「ほくぎんダイレクトA」の<u>利用限度額変更の</u>申し込み</li> <li>・ <b>（削除）</b></li> <li>・ <b>（削除）</b></li> <li>・ 投資信託口座および特定口座（源泉徴収あり／配当受入れあり）、<u>非課税口座の申し込み</u></li> <li>・ 個人番号（マイナンバー）の提供</li> <li>・ ほくぎんデビットの申し込み</li> <li>・ 住所変更の申し込み</li> </ul> <p>ほくぎんW e b 口座振替受付サービス・P a y - e a s y 口座振替受付サービス・北陸銀行ポータルアプリ・北</p>

		陸銀行W e b 照会サービスのロック（閉塞状態）解除等の申し込み	陸銀行W e b 照会サービスのロック（閉塞状態）解除等の申し込み
	第 6 条（規定の変更）	この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、 <u>民法（平成二十九年六月二日法律四十四号による改正後のものをいい、その後の改正を含む）</u> 第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。	この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、 <u>民法</u> 第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。
アプリからの口座開設に係る特約	第 1 条（特約の適用範囲等）	1. この特約は、「 <u>北陸銀行ポータルアプリ</u> 」「 <u>北陸銀行 口座開設&amp;お手続きアプリ</u> 」（以下「アプリ」といいます。）から開設した株式会社北陸銀行（以下「当行」といいます。）の普通預金口座、投資信託関連口座に適用される事項を定めるものです。	1. この特約は、「 <u>北陸銀行ポータルアプリ</u> 」（以下「アプリ」といいます。）から開設した株式会社北陸銀行（以下「当行」といいます。）の普通預金口座、投資信託関連口座に適用される事項を定めるものです。